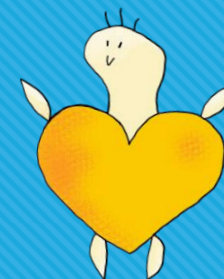


あんしん終活相談センター資料

終活を考える「はじめの一步」 ～活用できる手段・制度編～



あんしん終活相談センター

運営：社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター



ほら、
よこはまは
あったかい

終活を考える上で役立つライフプラン資料

ライフプラン(亡くなるまでの備え、死後の備え)について

予測されるライフステージを踏まえて、ライフプランを考へておくことが重要です。

予測されるライフステージ



ライフプランの実現のため、亡くなるまでの備え、死後の備えを整理します(2ページ以降参照)。
下記の4つのポイントを踏まえながら、ライフプランや活動できる手段、今後連携する支援者等

ポイント①

今後やりたいこと、自分の楽しみ、将来の住まいの希望、医療の意向等から、ライフプランを考えます。在宅か、施設入所か等、どこで生活したいかで財産の使い方、残し方は異なります。

ポイント②

親族にお願いできることを確認します。全ては頼れなくても、緊急時や死後は関わってくれるのか、話し合っておきます。

ポイント③

親族が担わない身寄りがない内容について、委任契約や制度利用、遺言作成等を行うか検討します(2・3ページ参照)。特に施設入所等の契約関係、入退院の手続き、財産管理、死後の場面等に支援をしてくれる人がいるか確認します。

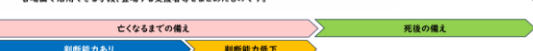
ポイント④

現在は支援を受けていなくても、将来、ご自身の生活を支える「支援チーム（地域、医療、福祉、法律等）」が組まれることが想定されます（4ページ参照）。各ライフステージや判断能力等の本人状況で、支援チームのメンバーは入れ替わるため、事前に備えていたこと（委任契約や任意後見契約、遺言等）の情報を共有、引継ぎができるようにしておくことも重要です。

1

ライフプランの実現のために活用できる手段、制度等 ③()の中は主な負担者の姓・名

各場面で活用できる手段、登録する権利者等をまとめたものです。



- | | | |
|---|---|--|
| <p>家庭間虐待委託契約(介護士等専門職等)
 被害者や被害者家族に関する情報は委託者から委託を受ける。</p> | <p>成年後見制度
 ☐ 任意後見(誰とも)
 ☐ 法定後見
 (親族、弁護士、社会福祉士など)
 判断能力が低下し、自己決定が困難な場合に、任意後見制度や法定後見制度により、被害者後見が可能な方々に契約を依頼する。</p> | <p>亡くなる場合
 (認知症、痴呆症、大発作、殺人、自殺、重傷後遺症等)
 ※死因事案発生後に任意後見制度の導入の必要性を確認する。</p> |
| <p>任意後見人中心センター(区福祉)
 任意後見人、社会福祉士等による。</p> | | <p>家庭間虐待委託契約(弁護士等専門職等)
 弁護士等の専門知識、人間関係調整の資力、経験、紛争解決力。</p> |
| <p>見守り契約(弁護士等専門職等)
 被害者や被害者家族の安全を守り、入居施設への入居を促すなどの役割を担う。</p> | <p>成年後見制度
 ☐ 任意後見(誰とも)
 ☐ 法定後見
 (親族、弁護士、社会福祉士など)
 判断能力が低下し、自己決定が困難な場合に、任意後見制度や法定後見制度により、被害者後見が可能な方々に契約を依頼する。</p> | <p>亡くなる場合
 (認知症、痴呆症、大発作、殺人、自殺、重傷後遺症等)
 ※死因事案発生後に任意後見制度の導入の必要性を確認する。</p> |

や調整の支援をします。

将来の備えははじめの一歩として、エンディングノート、もしも手帳の作成、ヨコハマあんしん登録があります。これらのツールを活用することで、自身の希望、頼れる人や支援者の確認、ライフプランのイメージづくりができます。その上で、ライフプランの実現のため、上記の手段や制度の利用をするか検討します。

上記の手段、制度等を準備するタイミング、利用するタイミング

各手段や制度等は、制衡能力の段階によって、堅約や公正証書の作成等、準備するタイミングや期間が異なります。また、利用するタイミングや有効期間も違います。

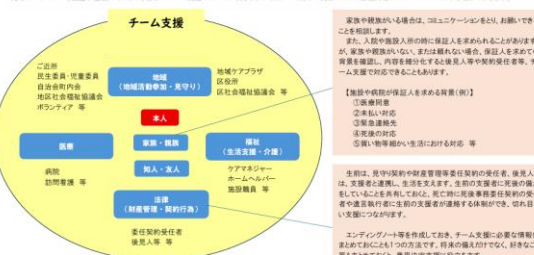


3

チーム支援のイメージ

今までの各手段や制度等は、財産管理や契約行為、死後の手続き等、法律行為がカバーするものになります。委任契約の受任者や後任人等は、「ひりて何てもできる」として何でもやってくれる人ではなく、合意のことはケアマネジャーやヘルパー等事務、医療のことは看護師やホスピタルが中心で役割を果てることになる。それらの人がみんなてチームをやっていく。

ライフプランの確立、安心した生活を実現するためには、法律行為の手段をもちながら、継続した関係性、生活や介護等の補給、医療、地域とのつながり等、各支援者が連携し、支え合い「チーム医療」が重要になります。前掲のチーム医療のイメージをただながら、チームでの関係性や連携の仕組みがスームズにいてより連携しておきます。



社会福祉法人横浜社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター あんしん終活相談センター 電話 045-201-2045

1

左図のライフプラン資料の内容に基づき、終活に活用できる手段や制度をご説明します。

左図の資料はあんしん終活相談センターのHPにあります。

※ライフプランに沿った終活の考え方を知りたい方は、「ライフプラン編」をご覧ください。

Bさん(70代・一人暮らし)の考えるライフプラン

予測されるライフステージ



Bさんのライフ
プラン(希望)

自宅で安心して
暮らしたい

支援が必要に
なったら頼りたい

希望通りに
最期をむかえたい

ライフプランを実現するために、Bさんが気になっていること

- 身寄りがおらず、1人暮らしのため、何かあった時に誰かに気づいてもらえるかなあ。
- 急な怪我や入院で身体が動きにくくなった時にどうしよう。

- 金銭管理や手続きが自分でできなくなるのが心配だな。
- 判断能力が低下した時に、誰に頼ればいいのかしらう？

- 亡くなった後の手続きは誰にお願いしたらいいかな。
- お世話になった人に財産を譲るためにはどうすればいいのだろうか？

Bさんが活用できる手段・制度(例)



Bさんが気になっていることに対して、活用できる手段や制度があります

- 身寄りがおらず、1人暮らしのため、何かあった時に誰かに気づいてもらえるかなあ。
- 急な怪我や入院で身体が動きにくくなった時にどうしよう。

見守り契約
財産管理委任契約

- 金銭管理や手続きが自分でできなくなるのが心配だな。
- 判断能力が低下した時に、誰に頼ればいいのかしら？

任意後見
(成年後見制度)

- 亡くなった後の手続きは誰にお願いしたらいいかな。
- お世話になった人に財産を譲るためにはどうすればいいのだろうか？

死後事務委任契約
遺言書の作成

『見守り契約』

- ・ 定期的な訪問や連絡で、健康状態や生活の様子を確認します。
- ・ 契約内容や費用は、契約をする相手と相談して決めます。
- ・ 判断能力の低下、病気等で生活状況が変化した際は、成年後見制度などで対応します。

例えばこんな方に



- ・ 1人暮らしで何かあった時に心配。
- ・ 今は元気だけど、自身の状況の変化に備えたい。

『財産管理委任契約』

- 財産管理や療養看護に関する事務手続き等を本人に代わって行います。
- 契約内容や費用は、契約をする相手と相談をして決めます。
- 判断能力の低下が見られたり、急な病気等で生活状況が変化した際は、他の制度を活用して対応します。

例えばこんな方に。



- 判断能力はあるが、急な怪我や入院で身体が動きにくくなった時に備えたい。事務手続き等を手伝ってほしい。

『任意後見（成年後見制度）』

- 将来、判断能力が低下した時に、財産管理や契約の手続き等を本人の代わりに行ってほしい人、または希望する団体と契約をしておくものです。
- 判断能力がある間に、自身が信頼できる人と契約を結び、判断能力低下後に契約内容をもとに、任意後見人が支援を始めます。
- 任意後見契約と一緒に、見守り契約や財産管理委任契約を結ぶことが多いです。



例えばこんな方に。

- 判断能力が低下した時に自分が信頼できる人に頼りたい。 7

『成年後見制度』

成年後見制度は、**任意後見制度**と**法定後見制度**の2つに分けられます。

	任意後見制度	法定後見制度
利用するまでの 流れとタイミング	●判断能力がある時に契約。 ●判断能力が低下後に家庭裁判所へ監督人選任の申立てをする。	●判断能力が低下し、後見人等の支援が必要になった時に家庭裁判所に申立てをする。
後見人の選択	できる (監督人が必ず就く)	候補者の希望は出せる (家庭裁判所が選ぶ)



成年後見制度に関する具体的な内容は、よこはま生活あんしんセンターのHPにある、「ご存じですか 成年後見制度」のパンフレットをご覧ください。

『死後事務委任契約』

- 亡くなった後の手続き（各種契約の解除、葬儀・納骨等）をお願いしておくものです。
- 生前の判断能力がある内に契約をしておきます。



例えばこんな方に

- 亡くなった後の手続きを誰かにお願いしたい。
- 希望するお葬式や納骨を実現してほしい。

『遺言の作成』

- 死後の財産の行き先等、意向がある場合は遺言を作成しておきます。
- 自筆証書遺言、自筆証書遺言（法務局預かり）、公正証書遺言の3つの作成パターンがあり、自身に合うものを考えていきます。
- 遺言作成のサポートや遺言執行者を第三者に依頼することができます。
- 死後事務委任契約とともに契約を結ぶことが多いです。



例えばこんな方に

- 亡くなった後に自身の財産を希望どおりに実現したい。

手段、制度を活用する上でのポイント

活用できる手段、制度を組み合わせながら、生前と死後の支援が切れ目なく続くようにすることが大切です。※（ ）内は主に依頼を受ける専門家や団体等になります

亡くなるまでの備え

死後の備え

判断能力あり

判断能力低下

☐ 財産管理等委任契約(弁護士等専門職等)

財産管理や療養看護に関する事務手続きを委任する。

☐ 区社協あんしんセンター(区社協)

日常の見守り、金銭管理等の支援。

☐ 見守り契約(弁護士等専門職等)

判断能力低下等日常の見守りが主で、入院や施設入所等の対応する例もある。

☐ 入所・入院支援(高齢者等終身サポート団体等)

入所・入院時の各種支払い、緊急連絡先等の対応。
※終身サポート団体との契約は慎重な見極めが必要

☐ 家族間信託(親族) ※次の受益者がいる場合は、死後も継続させることができる。

自分の財産を信頼できる人に託し、目的に沿って自分や家族のために運用、管理する。

成年後見制度

☐ 任意後見(誰でも)

☐ 法定後見

(親族、専門職、市民後見人、法人後見等)

判断能力低下後に、法定代理人として財産管理や身上保護を行う。任意後見は判断能力がある時に契約し、判断能力低下後に契約発効し任意後見人が支援する。

☐ 死亡届の提出

(親族、施設長、病院長、大家、後見人等、任意後見受任者等)
※死後事務受任者はできない(家屋の立入権限がある場合除く)

☐ 死後事務委任契約(弁護士等専門職等)

各種契約の解除、入院費や施設費の清算、葬儀、納骨等。

☐ 遺言(遺言執行者は親族、専門職等)

死後の財産の行き先等、意向を反映。

★任意後見や委任契約等は、資力が問われます。

ライフプランの意向と資力のバランスを考え、委任契約(民間のサービス)と公的支援との組合せ等どのような備えをするか考えます。



『高齢者等終身サポート事業』

- 入院や施設入所の際の身元保証、日々の暮らしの支援、亡くなった後の手続きまで、自身の希望に沿ってサポートします。
- 民間企業との契約になります。
- 契約内容や費用に関するトラブルも報告されるため、事業者選びは注意が必要です（「ライフプラン編」で紹介する終活みちしるべをご参考ください）。



例えばこんな方に

- 元気な内から亡くなった後までトータルでサポートしてほしい。

準備やタイミングに合わせた手段、制度の活用

各手段や制度等は、判断能力の段階によって、契約するタイミングや準備する期間が異なります。

また、利用するタイミングや有効期間も違います。



Bさんが活用した手段・制度



Bさんは専門職Cさんと見守り契約、任意後見、死後事務委任契約を結ぶ。
また、Cさんに遺言執行者もお願いする。

見守り契約

任意後見
(成年後見制度)

死後事務委任契約

遺言書の作成

【内容】

定期的に訪問や電話でやり取りをする。入院時等緊急時に備えて、出納や手続きの対応も依頼する。

【内容】

判断能力低下後に替わりに行ってほしい財産管理や契約行為を反映した契約書を作成。

【内容】

希望する葬儀や納骨先を確認し、死後の行政手続きや清算等の依頼内容を含めた契約書を作成。

【内容】

Cさんと相談しながら、以前お世話になった動物愛護団体に財産を渡す内容の公正証書遺言を作成。

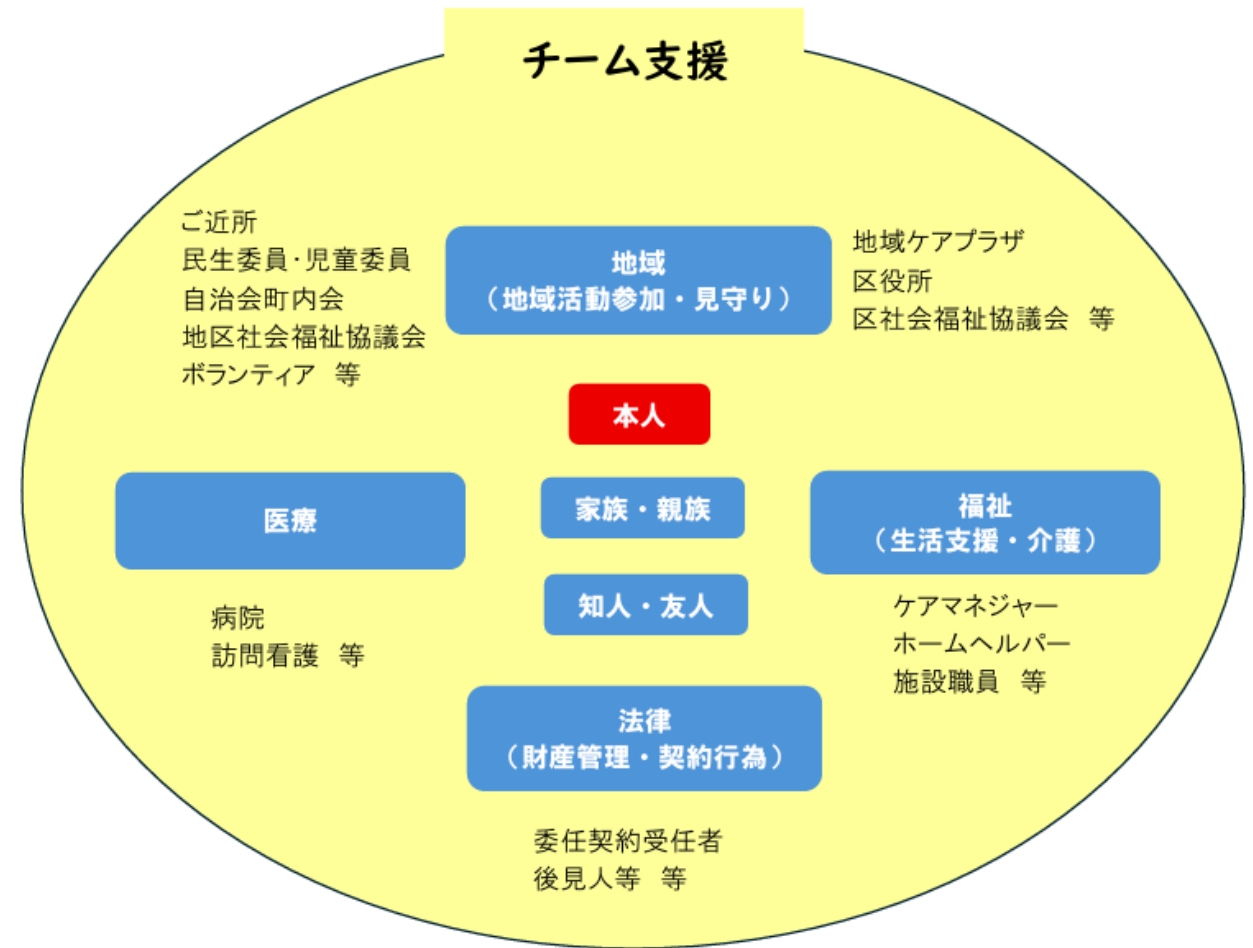
ライフプランの実現に向けたチームをつくる

※ライフプラン資料4ページ

各手段や制度等は、財産管理や契約行為、死後の手続き等、法律行為をカバーするものになります。

契約を結ぶ専門家や後見人等は「ひとりで何でもできる人」ではありません。

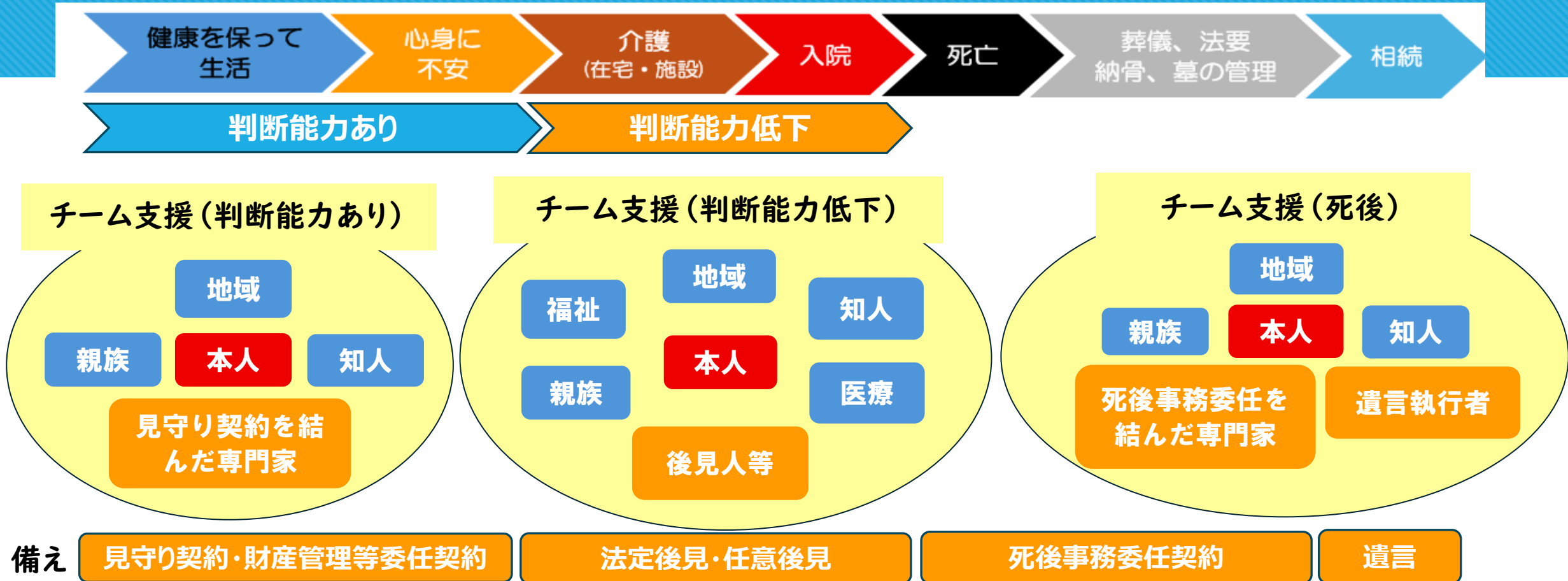
介護のことはケアマネジャーやヘルパー事業所、医療のことはかかりつけ医や看護師を頼ることになります。各ライフステージで関わる医療や福祉の専門家がみんなでチームをつくり、想いの実現に向けて支えていきます。



ライフプランの実現、安心した生活を送るためには、法律行為の支援者だけでなく、親族との関わり、生活や介護等の福祉、医療、地域のつながり等、たくさんの人が連携し、支えていく「**チームづくり**」が重要になります。

ライフステージで変化するチーム支援の形

※ライフプラン資料4ページ



ライフステージによってあなたをサポートするチームの形は変化していきます。エンディングノート等を作成し、必要な情報をまとめておくことが、あなたの思いや希望を実現するために重要となります。

Bさんがつくったチーム支援の形



チーム支援 (判断能力あり)



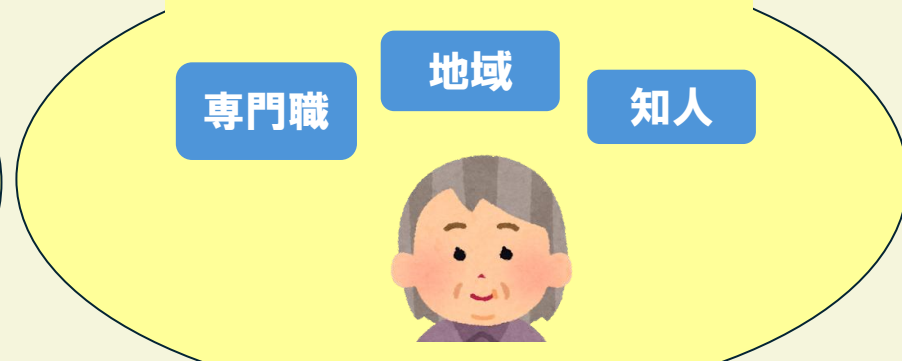
専門職と任意後見を契約し見守り契約を結ぶ。地域イベントに参加して、ご近所や民生委員など地域の中で身近なつながりを深めた。

チーム支援 (判断能力低下)



介護保険を利用し、在宅生活を続ける。
見守り契約をする専門職とケアマネジャーやかかりつけ医が連携し、見守り体制ができていたことで、判断能力の低下後すぐに任意後見を発効できた。

チーム支援 (死後)



死後事務委任契約を結ぶ。本人の希望した先祖代々の墓に入ること、財産はお世話になった動物愛護団体に渡すことが実現できた。

お気軽に相談、お問合せください。

終活に関して、

お気軽に相談、お問合せください。

あんしん終活相談センター

電話 045-201-2045 【平日 9時～17時】

